

静岡県告示第619号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和2年9月8日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類(通称名 α -PiHP、 α -PHiP)	令和2年9月5日
N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称名Furanylethylfentanyl、FUEF)	令和2年9月5日
2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類(通称名BOD、 β -METHOXY-2CD)	令和2年9月5日
N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類(通称名Isobutyrylfentanyl)	令和2年9月5日
[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類(通称名CHM-081)	令和2年9月5日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。